

令和5年度（2023年度）医療機関・住民交流推進事業 概要

1. 目的

地域住民・団体等による地域の医療機関を支える取組を推進することで、医療従事者にとって魅力ある病院・まちづくりを進め、医療従事者の離職防止や就業確保などにより、地域医療の確保・地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

この補助金の事業者は、医療機関を支える取組を行う住民団体及び医療機関のうち、知事が認めるものとする。

3. 補助対象事業等

この補助金の交付の対象となる事業は、上記2の補助事業者が行う次の事業とする。ただし、令和5年度（2023年）以降新たに開始する事業及び昨年度、当補助金の交付を受けた事業者が行う事業を対象とする。なお、補助を行う期間は1団体又は1医療機関につき3年間を上限とする。

(1) 地域医療を守るための講演会等開催事業

医療機関や救急車の適正な利用のほか、かかりつけ医を持つことの重要性など、住民視点での医療のあり方・受け方や、医療機関（医療従事者等）の負担軽減を図ることの必要性などについて理解を深めることを目的とする事業。

(2) 地域住民と医療従事者との交流事業

住民団体と医療機関が連携するなどして、地域住民と医療従事者が交流を図ることで、地域医療等活性化に向けた相互の理解を深めることを目的とする事業。

(3) 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業

上記（1）及び（2）に関する広報誌や掲示物を作成するなど、住民団体等の取組を推進することを目的とする事業。

4. 補助対象経費

この補助金の対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費とする。

(別表)

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 団体又は 1 医療機関につき 386,000円	次の①～③事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会食代を除く））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料） ① 地域医療を守るための講演会等開催事業 ② 地域住民と医療従事者との交流事業 ③ 住民団体等の活動を推進するための普及啓発事業	1 / 2 以内